第二十条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十一条　知的財産権

1　両締約国は、投資活動の更なる促進のため、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が当事国である他の国際協定に従い、知的財産権の十分かつ効果的な保護並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十二条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十三条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章　紛争解決

第一節　両締約国間の紛争の解決

第二十四条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、いずれかの締約国の要請により、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によって構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であってもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3　2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。仲裁手続は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＰＣＡが運営する。

4　仲裁委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則を適用する。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行うものとし、かつ、その理由を明示する。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が仲裁に参加する費用を負担する。両締約国は、自国が選定した仲裁委員が仲裁に係る費用を不必要に増加させなかった場合に限り、仲裁に係る残余の費用を均等の割合で負担する。

第二節　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第二十五条　一般規定

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。当該協議及び交渉の開始は、仲裁廷の管轄権の承認と解してはならない。

2　一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a)　自己のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの節の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの節の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

ただし、申立人は、請求の対象である事項及び請求に係る損害が、関連する投資に関する合意に依拠して被申立人の区域において設立され、又は取得された当該申立人の投資財産に直接関連する場合にのみ、(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により当該投資に関する合意に対する違反についての請求を付託することができる。